

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第百六十八条第一項」の下に、「（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

別表の武雄市の出先機関の項中

福祉事務所	所長
教育部分室	分室長

を

福祉事務所	所長
-------	----

に改め、同表中

伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合	執行機関	施設長
---------------------	------	-----

を

「介護保険事務所長」に改め、同表中
改め、同表の杵藤地区広域市町村圏組合の本庁の項中「介護保険事業所長」を

鹿島・藤津地区衛生施設組合	執行機関	事務局長
杵東地区衛生処理場組合	執行機関	事務局長

に

佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合	執行機関	事務局長
佐賀県町村職員退職手当組合	執行機関	事務局長

を

伊万里・有田地区医療福祉組合	執行機関	事務局長 施設長
有田磁石場組合	執行機関	事務局長
脊振共同塵芥処理組合	執行機関	事務局長

に

改め、同表の鳥栖地区広域市町村圏組合の項の次に次のように加える。

三養基西部 葬祭組合	執行機関	事務局長
---------------	------	------

別表の鳥栖・三養基西部環境施設組合の項中「総務課長」を「課長」に改め、同表に次のように加える。

合 広域環境組 佐賀県西部	合 総合事務組 佐賀県市町	佐賀県後期 高齢者医療 広域連合
執行機関	執行機関	執行機関
事務局長	事務局長	事務局長 課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。